

# アメリカの法教育事情

2011年7月29日 第25回法教育推進協議会

ジャパンタイムズ 編集局報道部

神谷説子

アメリカでは...

- 法律家はどのように関わっているのか？
- どんな内容のプログラムがあるか？
- 法律家が法教育に熱心に取り組むのはなぜなのか？

## 取材を行った時期について

期間: 2010年4月–5月中旬

法教育プログラムが特に多く行われる時期。

学校→ 学年末で特別授業を行いやすい。

法律家→ 5月1日の法の日(Law Day)を  
活用できる。

⇒一緒に取り組みやすい。

# 主な訪問先

- **イリノイ州シカゴ市**  
アメリカ法曹協会公教育部門  
(American Bar Association, Division of Public Education)  
Constitution Rights Foundation Chicago (法教育NPO)
- **ペンシルベニア州フィラデルフィア**  
ペンシルベニア州法曹協会公教育部門  
(Pennsylvania Bar Association)  
フィラデルフィア市法曹協会公教育部門  
(Philadelphia Bar Association)  
連邦裁判所、州裁判所
- **ワシントンDC**  
ジョージタウン大学ロースクール  
Street Law Inc. (法教育NPO) ...など。

# 法教育コミュニティの主なメンバー①

## A. 法曹協会 (Bar Associations)

- 法曹三者がすべて含まれるので、法教育は常に三者が一緒に取り組んでいる。
- 全国組織(ABA)と各州や地域単位の法曹協会が存在し、それぞれに公教育部門(public education division)を持つ。ABAは州の上部団体というわけではないため、ABAのプログラムや教材をそのまま取り入れる法曹協会もあれば、独自に様々に展開しているところもある。
- 公教育部門には、専従の法律家がいる。
- 法曹協会にとって公教育は数少ない対外的な活動。

## 法教育コミュニティの主なメンバー②

### B. 法教育NPO

- 全米各地に、法教育に取り組む団体が複数存在。それぞれに合衆国憲法、公民教育など微妙に力点が異なるようだが、そのおかげで教材が豊富に存在。
- 教材を作成して法律家や教員に提供したり、また、学校と法律家を繋ぐプログラムのコーディネートをを行う。
- NPOのメンバーに法律家や元教員や研究者など様々なバックグラウンドの人が入っている。

## 法教育コミュニティの主なメンバー③

### C. ロースクール

- クリニック(臨床教育)のひとつ。
- 学生の独自の取り組みとして行っているところも。
- 法教育NPOのStreet Law Inc.はロースクールでのプログラムがNPOに発展した形。

### D. その他

- 連邦裁判所や州裁判所による取り組み
- 元連邦最高裁判事のオコナー(Sandra Day O'Connor)は長きにわたる公教育推進者であり、今でも積極的に発信している。

## 例① Lawyers in the Classroom

- Constitutional Rights Foundation Chicago(CRFC)のプログラム。
- 年に3回法律家がシカゴ市内の学校で授業に参加。(小学校~高校)
- シカゴではおよそ650名の法律家が約100の公立校と活動中。
- CRFCは法律家と学校をマッチングさせる。スタッフは授業を見に行き、教員と法律家に適宜アドバイスする。双方からフィードバックをもらう。
- 法律家や教員へのワークショップあり。



# 例① Lawyers in the Classroom

9年生(日本の中3)向けの授業

「学校では生徒の表現の自由は制限されるのか？」

1965年のティンカー裁判

ティンカー兄妹がベトナム戦争への反戦を訴えるためにピースシンボルの描かれた腕章をつけて登校したところ、校則違反として停学処分を受けた。子どもの表現の自由が侵害されたとして親が学校を訴えた。

授業での議論：

- 表現の自由はなぜ大切？何を言ってもいい？
  - 連邦最高裁判事になったつもりで考えよう
- ⇒ いくつかの代表的な意見を検討し、それぞれが自分の意見を決めた上でその理由を発表。
- ⇒ 実際の判断は？



ゴルダー高校での授業風景。中央に立つ2名が弁護士。右で話すのが公民の先生。(神谷撮影)

## 例② Corporate Legal Diversity Pipeline Program

- Street Law Inc. のプログラム。NPOと企業が協力。
- 企業内弁護士が公立高校の授業に参加したり、企業に招いてワークショップを行う。
- 企業弁護士の得意分野を活かした教材を作って取り組んでいるが、あくまで生徒の目線に沿った教材。

## 例② Corporate Legal Diversity Pipeline Program

例：損害保険会社と9、10年生のワークショップ  
「責任は誰にあるか？」

架空の事件：

17歳のAが自宅マンションでパーティーを開催。参加者Bが共用部分の階段から転落し骨折。Bの親がAの親に治療費を請求。A親は隣家に外出中でパーティーにアルコールが出たことを知らず、Aは誰かが持って来たことは知っていた。共用階段の電気は数週間前から切れており、A親が管理会社に言っても会社は動かなかった。

- 過失責任のおさらい(既に学校訪問時に学んでいる)
- A、B、管理会社の代理人になってそれぞれの主張を弁護士と一緒に考え、後でそれを発表。



ローレル高校の生徒たちが主張を検討中。後方に立つのは弁護士。(神谷撮影)



代理人として主張を行っている生徒。彼女を見ているのが裁判官役の弁護士。(神谷撮影)

## 例③ Open Doors to Federal Courts

- 連邦裁判所作成による模擬法廷プログラム  
⇒連邦裁判事の仕切り。検事と弁護士が協力。

「掲示板サイト上の生徒の表現の自由」

架空の事件：

インターネット上のあるソーシャルネットワークに設けられた学校のページに生徒のグループが校長に対し批判的な書き込みをした。「安全な学習環境を乱す内容の書き込みは禁止」というルールを破ったとして、校長は生徒たちを停学処分に。生徒側は表現の自由の侵害だとして訴えた。

- 事件の原告、被告の代理人として主張を展開する。残りの生徒たちは陪審員役。評議を行う。
- 関連する判例(1983年Hazelwood v. Kuhlmeier)の紹介。



フィラデルフィアにある連邦裁判所にて模擬法廷が行われている様子。(神谷撮影)





フィラデルフィア市内にある連邦裁判所にて模擬法廷が行われている様子。(神谷撮影)

## 例④ National High School Mock Trial Championship

### 全米高校生模擬裁判大会

- 州大会で優勝した代表校が集まり全国大会が開かれるという、甲子園のような大掛かりなプログラム。今年で28回。
- 2010年はペンシルバニア州フィラデルフィアで開催。ペンシルベニア州法曹協会が主催。41の州と準州、国が参加。
- 地元大会の段階から、各学校には地元の弁護士・検察官・裁判官がボランティアで支援についている。事件は準備委員会の事件作成チームが1年半前から作成し練り上げた。
- 準備委員会は他にも宿泊先の確保や資金調達、そしてボランティアの裁判官、弁護士と検察官の確保などを行う。



第27回全米高校生模擬裁判大会のボランティア法律家へのオリエンテーション。(神谷撮影)



第27回大会の行われたペンシルベニア州立裁判所フィラデルフィア支部の法廷のひとつ。全部で20の法廷が使われた。(神谷撮影)



第27回大会の決勝。州裁判所フィラデルフィア支部の大法廷が使われた。審査員には当時の州知事夫人であり、連邦裁判所判事でもあるレンデルさんの姿も。(神谷撮影)

## 法教育に関わる法律家たちの意識や背景①

- 市民による法や裁判制度への理解は民主主義社会に不可欠。
- 市民教育に関わることは法律家としての使命である  
⇒倫理規定(Code of Professional Responsibility)に定められている。
- 若者は学ぶ上で論理的な思考力や読解力、表現力、コミュニケーション能力など社会生活上の基礎能力を養うことも大切。
- 教育政策への危機感⇒算数や国語に重点を置くあまり、社会科の科目が削られている。市民として身につけておくべき知識や力が不十分な若者が増えては民主主義社会が危うい。

## 法教育に関わる法律家たちの意識や背景②

- 公立校の教育レベルの低下⇒予算の少ない学校ほど1クラスの人数は増え、生徒が主体的に考える授業ができなくなる。学校自体にリソースが少ない。
- 貧困地域の若者支援⇒生徒たちの自尊心を育てることで、非行に走ることを防ぐ。法律家と接する機会の提供。勉強して法律家を目指す子もいる。
- 法律家にとっても多くのメリットがある⇒わかりやすく伝えられるかを試す機会。貧困問題などへの理解を深める契機ともなる。
- 自分のスキルが若者の成長に活かされる。

# 法教育推進上の課題

- 先生と法律家の連携をどのように増やしていくか。
- 授業にどのように組み込んでもらうか。
- 継続して学校で取り組んでもらうにはどうするか。
- 参加する法律家の輪の広げ方  
→ やりたいと思っけていてもどう参加して  
いいかわからない人も多い。

⇒ 案外日本の課題と通じるものがある。しかし様々なノウハウや教材等の蓄積があり、常にそれらを改善する努力はなされている。